

平成27年7月28日
日本原子力発電株式会社

防災業務計画の修正について

当社は、「災害対策基本法」※に基づき、台風、地震、火災等の災害時に、発電所設備の被害を最小限にし、被害の早期復旧をはかるための諸施策を定めた「防災業務計画」について、その一部を修正し、平成27年6月23日に経済産業大臣に報告しました。

本件について、平成27年7月23日付で経済産業大臣より内閣総理大臣へ報告されたことから、その要旨をお知らせいたします。

1. 「防災業務計画」について

「災害対策基本法」に基づき、各指定公共機関には、災害の発生等に備えて、災害への対処などを盛り込んだ業務計画を作成し、所管行政機関の長を経由して内閣総理大臣への報告及び関係都道府県への通知と公表が義務付けられています。

当社は、「災害対策基本法」に定める指定公共機関として、災害発生時におけるエネルギーの安定供給や原子力の安全等を維持するため、「防災業務計画」を作成し、国への報告及び各自治体への通知を行うとともに、その内容を公表するものです。

2. 「防災業務計画」の変更内容

- 1) 首都直下地震、南海トラフ地震への対応を反映。
- 2) 組織の一部改正に伴うもの。
- 3) 記載の適正化。

※：災害対策基本法

(指定公共機関の防災業務計画)

第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

添付資料：「防災業務計画」の修正要旨

以 上

◆完本はこちら
・防災業務計画

「防災業務計画」の修正要旨

災害対策基本法第39条第1項に基づき、防災業務計画を修正しましたので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

〈修正の主な内容〉

編	章	内容	主な修正事項
第1編		防災業務の目的、実施の基本方針、計画の運用、定義	<第1節> ・南海トラフ地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法及び首都直下地震対策特別措置法の反映 <第3節> ・他の計画（原子力事業者防災業務計画等）との関連の明確化 <第4節> ・南海トラフ地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法等の反映に伴う核計画定義等の明確化 ・災害定義の明確化
第2編	第1章	防災体制、対策組織の運営、社外機関との協調、防災業務設備の整備	<第1節> ・最新の防災体制の反映 ・本店における災害対策本部の名称追記 ・報道機関等の範囲の明確化 ・廃止措置中の発電所に係る組織の明確化 <第2節> ・対策組織の運営・招集に関する事項の明確化 <第3節> ・社外機関との協調に係る事項の明確化 <第4節> ・防災業務設備に係る記載の詳細化 ・最新の電源系統の反映 ・耐震性の確保の明確化 ・消火・防火設備の詳細化
	第2章	防災教育、防災訓練、災害予防措置に関する事項、連絡体制の整備、発電所設備の災害予防措置、環境条件の把握	<第1節> ・防災教育内容の詳細化 <第2節> ・防災訓練内容の詳細化 <第3節> ・災害予防措置に関する対策の明確化

編	章	内容	主な修正事項
第2編	第3章	通報、連絡、災害対策本部の設置、要員の確保、災害時における情報の収集、災害対策用資機材の確保及び整備、災害時における復旧資材の確保、汚染拡大の防止、応急工事、関係諸機関に対する協力の要請、関係機関への協力、災害時における自衛隊の派遣要請、津波警報等発表時の対応	<ul style="list-style-type: none"> < 第1節 > ・ 通報、連絡の経路・方法の明確化 < 第4節 > ・ 災害時における情報の収集対象等の明確化 < 第5節 > ・ 平時における災害対策用資器材の確保について明確化 < 第6節 > ・ 災害時における復旧資材の確保方法の明確化 < 第11節 > ・ 災害時における自衛隊の派遣要請項目の追記 < 第12節 > ・ 津波警報等発表時の対応について追記
	第4章	復旧計画等	<ul style="list-style-type: none"> < 第1節 > ・ 復旧計画内容の詳細化
第3編	第1～4章	防災体制の確立、災害予防に関する事項、災害応急対策に関する事項、災害復旧に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首都直下地震対策特別措置法の反映
第4編	第1～5章	防災体制の確立、災害予防に関する事項、災害応急対策に関する事項、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、災害復旧に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の反映
別表1		社外機関への通報・連絡経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外機関への通報先の追記 ・ 連絡経路の明確化